

議案第 8 3 号

さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 5 月 2 6 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p>（費用弁償）</p> <p>第 5 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表第 1 項から第 7 項までに掲げるものにあつては市長、同表第 8 項から第 1 8 項までに掲げるものにあつては一般職の職員にそれぞれ支給する旅費額に相当する額を費用弁償として、一般職の職員の旅費支給の例により支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 投票所の投票管理者</td> <td>法第 1 4 条第 1 項第 2 号に掲げる額</td> </tr> <tr> <td>1 0 共通投票所の投票管理者</td> <td>法第 1 4 条第 1 項第 3 号に掲げる額</td> </tr> <tr> <td>1 1 期日前投票所</td> <td>法第 1 4 条第 1 項第 4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	1～8 [略]		9 投票所の投票管理者	法第 1 4 条第 1 項第 2 号に掲げる額	1 0 共通投票所の投票管理者	法第 1 4 条第 1 項第 3 号に掲げる額	1 1 期日前投票所	法第 1 4 条第 1 項第 4	<p>（費用弁償）</p> <p>第 5 条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、別表第 1 項から第 7 項までに掲げるものにあつては市長、同表第 8 項から第 1 6 項までに掲げるものにあつては一般職の職員にそれぞれ支給する旅費額に相当する額を費用弁償として、一般職の職員の旅費支給の例により支給する。</p> <p>2 [略]</p> <p>別表（第 2 条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～8 [略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9 投票所の投票管理者</td> <td>法第 1 4 条第 1 項第 2 号に掲げる額</td> </tr> <tr> <td>1 0 期日前投票所</td> <td>法第 1 4 条第 1 項第 3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	1～8 [略]		9 投票所の投票管理者	法第 1 4 条第 1 項第 2 号に掲げる額	1 0 期日前投票所	法第 1 4 条第 1 項第 3
区分	報酬の額																		
1～8 [略]																			
9 投票所の投票管理者	法第 1 4 条第 1 項第 2 号に掲げる額																		
1 0 共通投票所の投票管理者	法第 1 4 条第 1 項第 3 号に掲げる額																		
1 1 期日前投票所	法第 1 4 条第 1 項第 4																		
区分	報酬の額																		
1～8 [略]																			
9 投票所の投票管理者	法第 1 4 条第 1 項第 2 号に掲げる額																		
1 0 期日前投票所	法第 1 4 条第 1 項第 3																		

の投票管理者	号に掲げる額
1 2 開票管理者	法第 1 4 条第 1 項第 5 号に掲げる額
1 3 投票所の投票立会人	法第 1 4 条第 1 項第 6 号に掲げる額
1 4 共通投票所の投票立会人	法第 1 4 条第 1 項第 7 号に掲げる額
1 5 期日前投票所の投票立会人	法第 1 4 条第 1 項第 8 号に掲げる額
1 6 開票立会人	法第 1 4 条第 1 項第 9 号に掲げる額
1 7 選挙立会人	法第 1 4 条第 1 項第 1 0 号に掲げる額
1 8 [略]	

の投票管理者	号に掲げる額
1 1 開票管理者	法第 1 4 条第 1 項第 4 号に掲げる額
1 2 投票所の投票立会人	法第 1 4 条第 1 項第 5 号に掲げる額
1 3 期日前投票所の投票立会人	法第 1 4 条第 1 項第 6 号に掲げる額
1 4 開票立会人	法第 1 4 条第 1 項第 7 号に掲げる額
1 5 選挙立会人	法第 1 4 条第 1 項第 8 号に掲げる額
1 6 [略]	

附 則

この条例は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成 2 8 年法律第 2 4 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。